

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2019年12月13日
【会社名】	株式会社アイル
【英訳名】	I'LL INC
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岩本 哲夫
【本店の所在の場所】	大阪市北区大深町3番1号
【電話番号】	06(6292)1170(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 戸田 泰裕
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区大深町3番1号
【電話番号】	06(6292)1170(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 戸田 泰裕
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2019年12月6日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき臨時報告書を提出しましたが、当該臨時報告書の記載事項のうち、「発行価格及び資本組入額」、「発行価額の総額及び資本組入額の総額」が本日確定しましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

(2) 本割当株式の内容

発行価格及び資本組入額

発行価額の総額及び資本組入額の総額

(5) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

3【訂正内容】

該当箇所は、_____を付して表示しております。

(2) 本割当株式の内容

(訂正前)

発行価格及び資本組入額

(i) 発行価格(募集株式の払込金額) 1,597円

(ii) 資本組入額 該当事項はありません。

注：発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であり、2019年12月5日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,597円を基準として算出した見込額です。実際の発行価格は 2019年12月9日から2019年12月13日までの各取引日の終値の平均値(終値のない日数を除き、1円未満の端数は切り上げます。)及び 2019年12月5日(取締役会決議日の前営業日)の終値である1,597円のうち、より高い金額とし、2019年12月13日に決定されます。なお、本臨時報告書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(訂正後)

発行価格及び資本組入額

(i) 発行価格(募集株式の払込金額) 1,987円

(ii) 資本組入額 該当事項はありません。

注：発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本臨時報告書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(訂正前)

発行価額の総額及び資本組入額の総額

- (i) 発行価額の総額 104,922,900円
- (ii) 資本組入額の総額 該当事項はありません。

注：発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であり、2019年12月5日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,597円を基準として算出した見込額です。実際の発行価額の総額は、「発行価格及び資本組入額」に記載の方法に従い、2019年12月13日に決定されます。なお、本臨時報告書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(訂正後)

発行価額の総額及び資本組入額の総額

- (i) 発行価額の総額 130,545,900円
- (ii) 資本組入額の総額 該当事項はありません。

注：発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本臨時報告書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(訂正前)

(5) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

本自己株式処分に伴い、当社と対象従業員は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。本臨時報告書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当する予定であります。

なお、本自己株式処分は、当社の取締役会の決議に基づき当社の従業員643名及び当社子会社の従業員14名に付与される、当社に対する金銭債権（当該金銭債権の合計額は「(2) 本割当株式の内容 発行価額の総額及び資本組入額の総額」に記載の発行価額の総額と同額）を現物出資の目的として行われるものです（募集株式1株につき出資される金銭債権の額は、「(2) 本割当株式の内容 発行価格及び資本組入額」に記載の発行価格と同額）。

(後略)

(訂正後)

(5) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

本自己株式処分に伴い、当社と対象従業員は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。本臨時報告書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当する予定であります。

なお、本自己株式処分は、当社の取締役会の決議に基づき当社の従業員643名及び当社子会社の従業員14名に付与される、当社に対する金銭債権の合計130,545,900円を現物出資の目的として行われるものです（募集株式1株につき出資される金銭債権の額は1,987円）。

(後略)

以上